

「地球温暖化対策計画（案）」に対する意見

今般示された地球温暖化対策計画案は、2014 年 4 月に閣議決定されたエネルギー基本計画、2015 年 7 月に策定された長期エネルギー需給見通しを踏まえ、エネルギー政策と表裏一体の下で策定された 2030 年度の 26%削減目標の具体的な行動を体系的に示すものと認識している。

この認識の下、以下の点について意見を申し上げる。

1. 長期目標について

- ・ 「2050 年 80%削減」は 2008 年に政府が掲げた目標であるが、その後の東日本大震災等のわが国の状況変化を十分に踏まえておらず、そもそも目標として掲げる前提を欠いている。さらに、地球温暖化対策の目標は、国際公平性、実現可能性、国民負担の妥当性の各側面から広く検討が行われるべきところ、2050 年の 80%削減について、そのようなプロセスが一切踏まれていない。
- ・ 更に地球温暖化対策と表裏一体であり、且つ国の根幹をなすエネルギー政策側からの検討も一切行われていない。
- ・ こうした中で、本計画において 2050 年目標に言及することは適切では無く、削除すべきである。
- ・ 仮に 2050 年について何らか言及するならば、2030 年度目標とは位置づけや意味合いが異なる数字であること、また実際に目標設定するのであれば、国際公平性、実現可能性、国民負担の妥当性等の検証が必要であり、これらの検証結果如何で直ちに変わり得る数字であること、この数字を根拠とした政策論は一切有効ではないこと（バックキャストとして使用するものではないこと）を明記すべきである。

2. 国内排出量取引制度について

- ・ 国内排出量取引制度は、2015 年 7 月に策定し、国連に登録した我が国の約束草案において、目標算定の基礎とはされていない。
- ・ 我が国の産業界においては、本計画においても「産業界の対策の中心的役割」と位置付けられた低炭素社会実行計画をはじめ、省エネ法の下でのベンチマーク制度、トップランナー制度等、各種施策が複合的に実施される中で、既存技術による温暖化対策はほぼ実施済みであり、結果、主要産業は軒並み世界最高水準のエネルギー効率を達成している。
- ・ そもそも地球温暖化問題を解決するのはあくまでも技術革新である。こうした中で、屋上屋を重ねて強度の規制的手法を導入することは、技術開発の主な担い手となる企業の体力を損ない、むしろ将来に向けた温暖化対策の進捗を妨げることになりかねない。
- ・ また、「海外における動向とその効果」とあるが、EUETS が 10 年以上かけて未だに

実効性を確立できていないということを受容し受け止めるべきである。

- ・ あらゆる観点から見て、我が国の地球温暖化対策を推進するために国内排出量取引制度を導入する必然性はなく、本計画から削除すべきである。
3. 二国間オフセット・クレジット制度（JCM）について
 - ・ JCMについて、国内対策を掲げる本文第3章2節に記述されているが、国内対策の積み上げの基礎としていないJCMをこの節に含めることは適切ではない。第6節の海外に関する取組みに再掲とあるが、むしろここに限定して記述すべきである。
 4. 安全が確認された原子力発電の活用について
 - ・ 原子力発電は、低廉で安定的、且つCO2フリーな電力供給を通じて、温暖化対策に資するとともに、我が国の経済成長に寄与する重要な対策である。エネルギー基本計画でも示された通り、重要なベースロード電源であることを明記すべきである。
 - ・ また、2030年度目標について、原子力発電の活用ができなければ達成が不可能である点も踏まえ、政府が率先して原発活用についての国民理解を深めることを明記すべきである。
 5. 小規模火力発電への対応について
 - ・ 小規模火力発電への対応について、「省エネ法等の措置を講じる」とあるが、この「等」の中に火力発電の環境アセス対象の拡大を含むことについてはアセス法の趣旨に反することから反対であり、環境アセス対象拡大を含まないことについて確認したい。
 6. 次世代自動車の普及、燃費改善について
 - ・ 運輸部門の対策において、車体の軽量化による自動車走行時の燃費改善は重要な課題であると考ええる。
 - ・ 他方、社会全体で実効性のある地球温暖化対策を行うためには、走行時のみならず、素材製造から、廃車後の素材リサイクル、最終的な廃棄処分に至る各段階における投入エネルギー等を踏まえ、ライフサイクル全体で省エネルギー効果を評価することが重要である点を明記すべきである。
 7. 地方公共団体の基本的役割について
 - ・ 地方公共団体における地球温暖化対策の策定推進に当たっては、特に一の区域で生産活動や経済活動が完結しない事業者において、地方公共団体間での対策強度の差によってイコールフットィングを損なうこと、事業者の全体最適（事業所の統廃合により一部の事業所では排出増となるが日本全体では排出削減となること）を妨げること等の懸念があることから、これらの点に充分配慮することを明記すべきである。

以上